

盛岡市広告入り窓口封筒無償提供取扱要領

平成22年11月9日 市長決裁

平成27年10月23日 一部改正

平成30年10月4日 一部改正

令和4年9月2日 一部改正

令和7年4月1日 一部改正

(趣旨)

第1 この要領は、窓口封筒の無償提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 窓口封筒 市が発行した住民票の写しその他証明書等を持ち帰るために市民等が利用する封筒で、企業等の広告が印刷されたものをいう。
- (2) 無償提供者 窓口封筒に広告を掲載する者（盛岡市広告掲載要綱（平成17年2月9日市長決裁）第6に規定する者をいう。以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿を事前に確認し、広告原稿を校正し、その他広告主との調整を行う等広告掲載に係る一連の業務を行い、市に窓口封筒を無償提供する事業者をいう。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はこれに準ずる者が経営し、又は実質的に経営を支配する企業を除く。

(広告の掲載基準)

第3 窓口封筒に掲載する広告の内容及び表現は、盛岡市広告掲載要綱第4及び第5第1項の規定並びに盛岡市広告掲載基準（平成17年2月9日市長決裁）第3、第4及び第5（第1項を除く。）の規定に準ずるものとする。

(窓口封筒の規格等)

第4 無償提供者が提供する窓口封筒の規格等は、別に定める。

(窓口封筒の設置及び期間)

第5 無償提供を受けた窓口封筒の設置場所は、市民登録課並びに市民登録課松園連絡所及び市民登録課盛岡駅西口サービスセンター、都南総合支所、各支所（青山、太田及び築川）並びに各出張所（飯岡、乙部、藪川、玉山及び巻堀）、医療助成年金課、市民税課、納税課及び住民福祉課とし、設置期間は別に定める。

(無償提供者の公募)

第6 市長は、別に定めるところにより、無償提供者を公募するものとする。

2 前項の公募は、盛岡市ホームページへの掲載等により行うものとする。

(無償提供者の資格要件)

第7 無償提供者の資格要件は、次のとおりとする。

(1) 市町村税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(無償提供の申込み)

第8 無償提供者となろうとする者（以下「無償提供希望者」という。）は、広告入り窓口封筒無償提供申込書（様式第1号）に別に定める書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(無償提供者の選定)

第9 市長は、第8の規定により無償提供の申込みがあったときは、提出書類等に基づき総合的に評価し、無償提供者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による評価において、同順位の無償提供希望者の中から無償提供者として選定する場合は、抽選により決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定による選考の結果を当該申込みをした無償提供希望者に通知するものとする。

(協定書の締結)

第10 市長は、第9第1項の規定による決定を受けた者（以下「無償提供決定者」という。）と広告入り窓口封筒の作製及び無償提供に関する協定書を締結するものとする。

(窓口封筒の作製)

第11 無償提供決定者は、広告主、広告内容、色、形状等の仕様について事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に窓口封筒を作製するものとする。

(広告審査会)

第12 盛岡市広告掲載要綱第9に基づき、広告入り窓口封筒無償提供審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

第13 審査会の審査事項は、次のとおりとする。

(1) 広告主に関すること。

(2) 掲載しようとする広告の表示内容及び表現に関すること。

(3) その他広告の掲載に関し必要な事項

第14 審査会は、市民部長、市民部次長、市民登録課長、都南総合支所長、医療助成年金課長、市民税課長、納税課長及び住民福祉課長をもって構成する。

第15 審査会は、市民部長が招集する。

2 市民部長は、審査会を総理する。

3 審査会の庶務は、市民登録課が行う。

(広告内容等の変更)

第16 市長は、広告の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に違反していると判断したときは、無償提供決定者に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(経費の負担)

第17 窓口封筒の作製及び無償提供に要する費用は、無償提供決定者の負担とする。

(問題発生時等の対応)

第18 無償提供決定者は、窓口封筒の使用に際し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、その責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

(使用の中止)

第19 市長は、市民に窓口封筒を提供することが不適当と認めるときは、窓口封筒の提供を中止するものとする。

(その他)

第20 この要領に定めるもののほか、窓口封筒の無償提供に関する必要な事項は、市長が別に定める。

(実施期日)

第21 この要領は、平成22年11月9日から実施する。

改正文（平成27年10月23日）抄

平成27年10月23日から実施する。

改正文（平成30年10月4日）抄

平成30年10月4日から実施する。

改正文（令和4年9月2日）抄

令和4年9月2日から実施する。

改正文（令和7年4月1日）抄

令和7年4月1日から実施する。

様式第 1 号

広告入り窓口封筒無償提供申込書

年 月 日

盛岡市長 様

(申込者)
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号 ()

広告入り窓口封筒を無償で提供したいので、関係書類を添えて申し込みます。なお、盛岡市広告入り窓口封筒無償提供取扱要領に抵触しないことを宣誓します。

- 関係書類（写し可）
- ・ 封筒見本
 - ・ 企画提案書
 - ・ 法人登記簿の謄本
 - ・ 会社概要（パンフレット等）
 - ・ 直近 2 箇年分の納税証明書

※本申込みの窓口となる担当者

所属		電話番号	
職氏名		ファックス	
書 類 等 送 付先住所		メール アドレス	